

令和7年度（7月～9月）日立市報広告掲載要領

1 趣旨

日立市報広告掲載要領（以下「要領」という。）は、日立市広告掲載要綱（平成20年3月4日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条第6号及び日立市広告掲載基準（平成20年3月4日市長決裁。以下「掲載基準」という。）第4条の規定により、日立市報（以下「市報」という。）への広告掲載の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 掲載可能な広告の種類等

市報に広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、要綱及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

3 広告を掲載する市報

広告を掲載する市報は、7月5日号から9月20日号（全6回。）までの市報（以下「広告掲載号」という。）とする。ただし、市長が市報の編集上支障があると認めるときは、この限りではない。

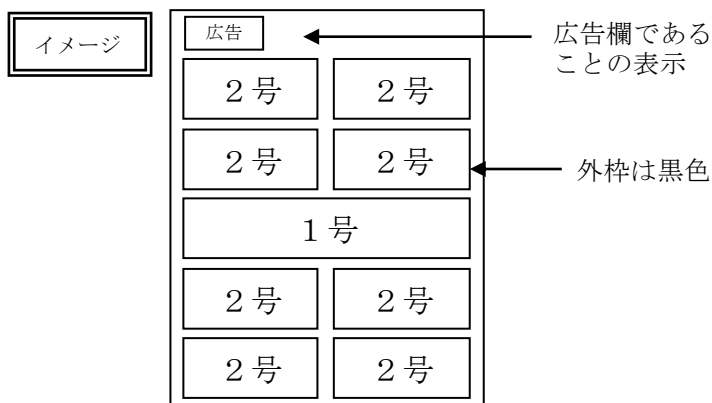
4 広告の掲載位置、規格、掲載料、募集枠数等

- (1) 掲載位置は、市報の表紙を除き、市長が指定するページとする。ただし、市長が市報の編集上支障があると認めるときは、掲載位置を変更することができる。
- (2) 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規 格	掲 載 料（税込）
1号広告 縦50mm×横174mm	1件 60,000円
2号広告 縦50mm×横86mm	1件 30,000円

- (3) 募集する広告枠は、原則として次のとおりとする。
1号広告及び2号広告
72枠（2号広告換算）
- (4) 広告の色は、広告掲載ページで使用している色（4色フルカラー）とする。ただし、市長が市報の編集上支障があると認めるときは、広告の色を変更することができる。
- (5) 広告は、広報戦略課が定める黒枠内への掲載とする。
- (6) 広報戦略課において、広告掲載ページに広告を告知するロゴ「 広 告 」(サイズ：

縦8mm×横20mm)を表示する。



5 広告掲載の申し込み

- (1) 申込者は、令和7年3月から4月頃に実施する申込受付の期間内において、日立市報広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿（版下）、申込担当者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバー等）の写しを添えて申し込むものとする。（申込受付期間以降に広告枠に空きがある場合には、（3）で定める各号の広告掲載申込締切日までに、持参、メール、FAX又は郵送（締切日必着。先着順）で申し込むものとする。）
- (2) 1広告掲載号当たりの申し込みは、1申込者につき1件とし、1回の申し込みで複数号の申し込みができるものとする。なお、令和7年7月5日号から令和7年9月20日号までの広告掲載号（全6回）について、1申込者につき3件を上限とする。
- (3) 申込受付期間以降に広告枠に空きがある場合の各広告掲載号の広告掲載申込締切日は、次のとおりとする。

広告掲載号	申込締切日
令和7年7月5日号	令和7年5月2日
令和7年7月20日号	令和7年5月20日
令和7年8月5日号	令和7年6月5日
令和7年8月20日号	令和7年6月20日
令和7年9月5日号	令和7年7月4日
令和7年9月20日号	令和7年7月18日

- (4) 広告原稿（版下）は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。
- (5) 広告原稿（版下）は、広告掲載の可否にかかわらず返却しない。

6 市税の納付状況の調査

- (1) 広告掲載の決定に当たっては、申込者に関し市税の納付状況の調査を行うこととし、日立市報広告掲載申込書（様式第1号）において、調査についての同意を得る。

- (2) 調査は、令和5年度について行う。
- (3) 調査範囲は、広告原稿（版下）の内容に基づくものとし、広告に表示されている法人及び個人とする。
- (4) 市内に事業所を有しない事業者は、当該事業所がある市区町村の納税証明書を提出するものとする。
- (5) 個人事業主で法人格を持たない等の理由により、納税実態が事業所になく、納税証明書を提出できない場合は、個人の納税証明書を提出するものとする。

7 広告掲載の決定等

- (1) 各号の広告掲載決定及び掲載順については、申込受付期間内において受け付けた申込者を抽選により決定する。申込受付期間以降に広告枠に空きがある場合には、先着順により決定する。ただし、市長が市報の編集上支障があると認めるときは、決定した順位を変更することができる。
- (2) 市長は、要綱、掲載基準及び要領の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- (3) 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、条件等について、申込者に日立市報広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。
- (4) 広告掲載が決定した場合、申込者は市長が指定した方法・期日により、広告掲載料を前納しなければならない。

8 申込み後の広告掲載内容の変更等

- (1) 申し込んだ広告の内容を変更したい場合（簡易な変更である場合を除き、申し込みの全部又は一部を取り下げる場合を含む。）は、日立市報広告掲載変更申請書（様式第3号）により申請するものとする。この場合において、当該変更が原稿（版下）の内容の変更であるときは、変更後の原稿（版下）を添付するものとする。
- (2) 変更後の広告原稿（版下）の内容によっては、申込者に関する市税の納付状況を調査するものとし、日立市報広告掲載変更申請書（様式第3号）において、申込者の同意を得る。また、市税納付状況の調査年度及び範囲は、前記「6 市税の納付状況の調査」の規定に準ずる。
- (3) 市長は、広告掲載内容の変更等の可否を決定したときは、その結果、条件等について、申込者に日立市報広告掲載変更決定通知書（様式第4号）により通知する。
- (4) (1)から(3)までに記載してあることにかかわらず、変更の内容が要綱、掲載基準及び要領に違反し、またはそのおそれがあると市長が認めたとき、あるいは市長が市報の編集上支障があると認めたときは、広告掲載内容の変更はできないものとする。

9 その他

- (1) 市報を日立市のホームページに掲載する際は、広告を除いて掲載する。
- (2) 広告の校正は原則 1 回とし、広告版下の修正は申込者が行うものとする。(軽微な修正を除く)
- (3) 令和 7 年 10 月以降に発行する市報への広告掲載の取り扱いについては、別に定めるものとする。

以 上

様式第 1 号

日立市報広告掲載申込書

令和 年 月 日

日立市長 小川 春樹 殿

郵便番号
住所
団体名又は法人名
代表者氏名
代表者住所
(法人格を持たない団体の場合)

日立市報に次のとおり広告を掲載したいので、日立市報広告掲載要領に基づき、広告原稿（版下）、申込担当者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバー等）の写しを添えて申し込みます。なお、申し込みに当たっては、掲載内容に基づく市税の納付状況調査に同意します。

申 込 者	担当者氏名			
	連絡先	電 話		
		F A X		
		E メール		
	業 種			
掲 載 号			1 号広告	2 号広告
	7 月 5 日号			
	7 月 2 0 日号			
	8 月 5 日号			
	8 月 2 0 日号			
	9 月 5 日号			
	9 月 2 0 日号			

※ 希望する広告掲載号の規格に○を記入してください。上限は3件です。
＜広告の規格＞ 1号広告：高さ50mm×幅174mmで60,000円（税込）
2号広告：高さ50mm×幅86mmで30,000円（税込）

以 上

日立市報広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

殿

日立市長 小川 春樹
(広報戦略課扱い)

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載します。

(1) 掲載号は、次のとおりです。

掲 載 号	掲 載 料	備 考
掲 載 料 合 計		

(2) 広告掲載料は、後日「納入通知書」を送付しますので、「納入通知書」により納入期限までにお支払ください。

2 掲載しないこととなりました。

理由

以 上

日立市報広告掲載変更申請書

令和 年 月 日

日立市長 小川 春樹 殿

郵便番号
住所
団体名又は法人名
代表者氏名
担当者
電話番号

令和 年 月 日付けで申し込んだ広告の掲載について、広告掲載内容等を変更
したいので、日立市報広告掲載要領に基づき、下記のとおり申請します。
なお、申請に当たっては、掲載内容に基づいた市税の納付状況調査に同意します。

記

1 変更する理由

2 変更する内容

変更前（申し込み内容） 掲 載 号	変 更 内 容

○変更後の広告原稿（版下）を添付してください。

以 上

日立市報広告掲載変更決定通知書

令和 年 月 日

様

日立市長 小川 春樹
(広報戦略課扱い)

令和 年 月 日付けで申請のありました広告掲載内容の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次の条件を付して申請のあったとおり変更を認めることとします。

(1) 内容は、次のとおりです。

変 更 前		変 更 後	
掲 載 号	掲 載 料	変 更 内 容	掲 載 料
掲 載 料 合 計			
納 入 済 掲 載 料			
差 引 額			

(2) 広告掲載料は、「納入通知書」により納入期限までにお支払ください。

2 変更は認めないこととなりました。

理由

以 上